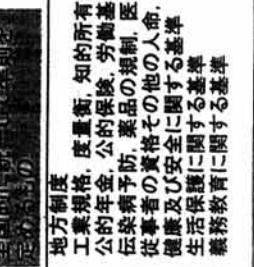
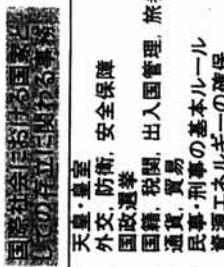


## 国と地方の役割分担の検討（試案）

## 国と地方の役割に関するこれまでの議論 ⇒ 国と地方の役割分担

区分	第三次臨時行政改革推進審議会（H5.10.27）	地方6団体「地方分権の推進に関する意見書」（H6.9.26）	第24次地方制度調査会「地方分権の推進に関する答申」（H6.11.22）	地方分権推進法（H7.7.3）	地方分権推進法（H8.12.20）・ 地方分権推進計画（H10.5.29）	地方自治法（H12.4.1）
国の役割	国家の存立に直接かかわる政策	国際社会の中における主権国家としての一貫性を必要とする事務	国家の存立に直接関わる事務（例えは、外交、防衛、通貨、司法など）	天皇及び皇室に関する事務としての存立に關わる事務	国際社会における国家としての存立に關わる事務	国際社会における国家としての存立に關わる事務
	国内の民間活動や地方自治に関する一貫性を必要とする事務	全国的に統一的に処理すべき事務	国内の民間活動や地方自治に関する基本ルール（公正取引の確保、生活保護基準、労働基準など）	全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な事務	全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な事務	全国的に統一して定めるべき事務
	全国を対象とする事務	全国を対象とする事務	全国を対象とする事務	全国で専門的な科学・技術、学術・文化、環境対策等に関する骨格的かつ基盤的な整備及び管理に関する事務	全国で専門的な科学・技術、学術・文化、環境対策等に関する骨格的かつ基盤的な整備及び管理に関する事務	全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施設（ナショナルミニアム）
	地方制度及び国と地方公共団体との間の基本ルールに關する事務	地方制度及び国と地方公共団体との間の基本ルールに關する事務	海難審判、海上保安の航空保安その他の公的年金、宇宙開発、骨格的・基幹的交通基盤など	地方制度及び国と地方公共団体との間の基本ルールに關する事務	地方制度及び国と地方公共団体との間の基本ルールに關する事務	全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施設（ナショナルミニアム）
	基本的・実施する事務	基本的・実施する事務	生命、安全等の基準の設定による事務	生命、安全等の基準の設定による事務	生命、安全等の基準の設定による事務	全国的な規模又は全国的な視点に立つて行わなければならない施設及び事業（ナショナルミニアム）
	地方の役割	地盤に於ける行政は、基本的に立案、調整、実施するものとする。	その他他の国内の行政に関する全ての事務を所掌する。	國が行う事務以外の内政に関する広範な事務を処理。また、自らの判断と責任で事務を處理できき自主性、財源の確保や自主立法権を含め、自立性・自立性を確保する。	住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体においては処理とされる。しかし、地域から地域における行政の自立性を広く担う。	地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う。



## 国の方支分部局の事務の分類の考え方（試案）

### 現在の国の方支分部局の役割

次のメルクマールで分類する。

A 國際社会における國家としての存立に關わる事務

B 全国的に統一して定めることが望ましい準則に関する事務

C 全国的規模・視点で國が行う施策、事業

D その他  
A～Cには該当しないが、A～Cを國で実施するに際して必要な事務など、國で行うべき理由のあるもの

### 國の役割とすることが適當なもの

### 地方の役割とすることが適當なもの

A-1 左記に該当し、地方での実施が困難なもの

B-1 全国統一の準則に基づいて地方で実施可能な事務

C-1 真に全国的規模・視点で行うもの

D-1 A～Cを國が実施するに際して必要な事務など、國の役割として明確な理由が見当たらないもの

A-2 在記に該当するが地方での受託実施が可能なもの

B-2 全国統一の準則に基づいて地方で実施可能な事務

C-2 全国的規模・視点が必要であっても、地方で実施可能なものの

D-2 その他の A～Cには該当しないが、A～Cを國で実施するに際して必要な事務など、國で行うべき理由のあるもの

国の方支分部局の事務の分類(試案)

中国四国厚生局		A-1 B-1 C-1 D-1		A-2 B-2 C-2 D-2	
内部組織	主な業務内容	全国社会における国家としての存立に開める事務で地方実施困難	全国的に統一して定めることが望ましい事務で地方実施困難	国家としての存立に開める事務のうち地方での受託実施が可能な事務	全国統一の準則に基づいて地方で実施可能な事務
総務課	総務一般 医師等国家試験受付、合格発表等				
保健福祉課	中小企業協働組合、社会福祉法人の設立許可 各種指定医療機関の指定 民生委員・児童委員の委嘱等			○	○
食品衛生課	HACCPの承認等			○	○
社会保険課	各種指定検査機関の指定、監視指導 輸出食品安全基準成施設の指定、監視指導 食品関係各種業成施設の指定、監視指導 健康保険組合に係る認可			○	○
指導・監査部門	厚生年金基金、国民年金基金に係る認可 老人医療事務、新潟県等の指導 医療監視、薬事監視 薬物製造業、輸入業者の登録、取締り 医薬品製造業及び輸入販売業の許可等 医療機関の取締り 病院管理部、国立病院、國立療養所の運営、管理 麻薬取締部 麻薬乱用防止普及啓発 麻薬等の免許、許認可、届出			※	※

広島労働局		A-1 B-1 C-1 D-1		A-2 B-2 C-2 D-2	
内部組織	主な業務内容	全国社会における国家としての存立に開める事務で地方実施困難	全国的に統一して定めることが望ましい事務で地方実施困難	国家としての存立に開める事務のうち地方での受託実施が可能な事務	全国統一の準則に基づいて地方で実施可能な事務
総務部	総務一般 個別労働紛争に関する業務 労働保険料の徵収 労働関係法規、クレーンの製造許可等 賃金制度、労災保険の諸給付			○	○
労働基準部	職業紹介事業 民営職業紹介事業 雇用安定期 男女雇用機会均等に関する業務 雇用均等室			○	○
職業安定部	職業紹介事業 労働者派遣事業 雇用安定期 男女雇用機会均等に関する業務 仕事と家庭の両立支援			○	○

## 中国四国農政局

内部組織	主な業務内容	A-1 国際社会における國家としての存立に關わる事務で地方実施困難	B-1 全国的に統一して定めることが望ましい点で國が行う施策、事業	C-1 真に全国的規模・視点に全国的に実施するに際して必要な事務で地方実施困難	D-1 その他の、A～Cを国で実施するに際して必要な事務で地方実施困難	A-2 全国統一の準則に基づいて地方で実施可能な事務が可能な事務	B-2 全国統一の準則に基づいて地方で実施可能な事務が可能な事務	C-2 ある程度全国的規模・視点が必要であるが、地方で実施可能なもの	D-2 國の役割として、明確な理由が見当たらないもの
企画調整室	企画・総合調整								
総務部	消費者行政、食品表示の適正化					○	○		
農畜産物の安全管理室	農畜産物の安全監査					○	○		
食糧部	主要食糧行政の総合調整					○	○		
生産経営流通部	農業の生産・経営に関する指導					○	○		
農業団体の振興	農業団体の検査・指導					○	○		
食品産業の振興	食品産業の調査計画及び調整					○	○		
農村計画部	農業・農村整備のための調査計画及び指導と実施					○	○		
整備部	農業・農村整備にかかる指導と企画・分析					○	○		
林木水産統計部	農林水産統計の企画・分析					○	○		

## 中国運輸局

内部組織	主な業務内容	A-1 国際社会における國家としての存立に關わる事務で地方実施困難	B-1 全国的に統一して定めることが望ましい点で國が行う施策、事業	C-1 真に全国的規模・視点に全国的に実施するに際して必要な事務で地方実施困難	D-1 その他の、A～Cを国で実施するに際して必要な事務で地方実施困難	A-2 全国統一の準則に基づいて地方で実施可能な事務が可能な事務	B-2 全国統一の準則に基づいて地方で実施可能な事務が可能な事務	C-2 ある程度全国的規模・視点が必要であるが、地方で実施可能なもの	D-2 國の役割として、明確な理由が見当たらないもの
企画振興部	局の総合調整								
総務部	局の総合調整会、地域交通の調整 貨物流通の効率化等、倉庫業の登録、許可等 觀光振興、ホテル・旅館の登録					○	○		
交通環境部	地域交通環境計画、低公害車の普及 交通安全の企画、交通パリアフリー対策 鉄道整備、助成					○	○		
鉄道部	旅客自動車運送業の許認可、助成 自動車事業、専用自動車道の免許等 貨物自動車運送事業の許認可等					○	○		
自動車技術部	道路運送車両等の検査 道路運送車両等の型式指定、証明					○	○		
自安全部	旅客船舶の車台番号、原動機の型式の打刻 難鳥島航路の整備改善 内航海運業・港湾運送事業の免許等					○	○		
海事振興部	船舶の福利厚生、職業紹介 内航海運業・港湾運送事業の免許等 造船・船舶モーターボート競走					○	○		
海上安全環境部	船舶安全、海洋汚染防止 船員の労働条件、災害補償 船技從事者の国家試験					○	○		

中国地方整備局		A-1 国家としての存立に關する事務で地方実施困難	B-1 全国的に統一して定めることが望ましい	C-1 真に全国的規模・視点で国が行う施策、事業	D-1 その他の、A～Cを国で実施するに際して必要な事務など	A-2 国家としての存立に關する事務のうち地方法則による事務で地方法則実施困難	B-2 全国統一の原則に基づいて地方で実施可能な事務	C-2 ある程度全国的規模・視点が必要であるが、地方で実施可能なもの	D-2 明確な理由が見当たらぬもの
内部組織	主な業務内容	総務部 企画部	業務一覧 事業の企画 直轄事業の環境影響評価、事業評価 国土計画、地方計画の調整等	○	○	○	○	○	○
建設部	土地収用法事業認定 建設業・不動産業等の許可(複数県分) 都市計画の同意、土地区画整理事業の認可 公営住宅整備事業等の補助金交付	○	○	○	○	○	○	○	○
河川部	河川、ダム、や防、海岸事業 河川の補助事業					○	○	○	○
道路部	道路事業(国道のうち直轄分) 道路の補助事業					○	○	○	○
港湾空港部	港湾事業 港湾の補助事業					○	○	○	○
営繕部 用地部	官庁施設の整備・維持管理 公共事業に必要な用地の取得、物件の補償					○	○	○	○

## その他の機関

内部組織	主な業務内容	A-1 国際社会における國家としての存立に関する事務で地方実施困難	B-1 全国的に統一して定めることが望ましい、準則にて地方実施困難	C-1 真に全国的規模・視点で国が行う施策、事業	D-1 Aとしての存立に關わる事務のうち地方での受託実施が可能な事務	B-2 国家としての存立に關わる事務のうち地方で実施可能な事務	C-2 ある程度全国的規模・視点が必要であるが、地方で実施可能なもの	D-2 國の役割として、明確な理由が見当たらぬものが、地方で実施可能なもの
中国管区署	広域組織犯罪の捜査							
警察局	大規模な災害その他緊急事態への対応							
広島防衛施設局	自衛隊と在日米軍労働者の施設の取得・管理等	○					○	
総合通信局	在日米軍労働者の情報収集及び振興	○					○	
信局	情報の電磁的流通の割当て、電波利用の促進、電波監視		○					
広島法務局	周波数の割当て、電波利用の促進、電波監視	○						
戸籍、登記、供託、公証	戸籍、登記、供託、公証					○		
司法書士、土地家屋調査士	司法書士、土地家屋調査士					○		
中国財務局	国有財産の経活、普通財産の管理及び処分					○		
広島国税局	国債、地方債に関すること					○		
内国税局	内国税の賦課、徴収					○		
神戸税關庁	關稅の賦課、徴収					○		
島支署	輸出入貨物、船舶、航空機の取締り							
通関業の監督	通関業の監督							
広島地方入出国管理局	外国人の出入国管理							
国管理局	外国人の在留資格、難民の認定	○						